

平成 30 年度の居住支援事業体制の変更について

平成 30 年からの居住支援事業について、下記のとおり事業体制を変更したいので提案いたします。

1. 変更に至った理由

- (1) 居住支援事業（モデル事業）への国補助は、立上げ期 3 年程度が限度であり、現行の体制のままだと、国補助を受けられる見込みが薄い。
- (2) 新住宅 SN 法の、居住支援法人に対する国からの新しい補助の仕組みができた。

2. 変更案

- ・ 居住支援事業を廃止し、登録団体制度へ 1 本化する。
- ・ CHC、CLS 等の登録団体の居住支援活動の活動費については、新住宅 SN 法の居住支援法人への国補助（居住支援法人活動支援事業）を受けてもらう。

| 現在の体制 | |
|------------|-----------------------------|
| 豊島区居住支援協議会 | |
| 居住支援事業 | 居住支援活動に対して助成 (年 150 万まで) |
| 登録団体制度 | 実績に応じて助成 4 団体 |

| 新しい体制 | |
|------------|-------------------------------|
| 豊島区居住支援協議会 | |
| 居住支援事業 | 廃止 |
| 登録団体制度 | 国補助で賄えない部分のみ助成 <u>6 団体</u> |

↓ 国交省

居住支援法人に登録して、申請してもらう

| | |
|--------------|--------------------|
| 居住支援法人活動支援事業 | 1 団体 最大 1,000 万 |
|--------------|--------------------|

居住支援法人活動支援事業の概要

参考：国交省 HP より

(1) 応募対象の事業

- ・ 入居相談
(不動産店への同行やコーディネートなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援)
- ・ 居住支援サービス
(定期的な見守りや家賃滞納時における生活相談などの生活支援)

(2) 応募要件

- ・ 居住支援法人であること
- ・ 地方公共団体または居住支援協議会と連携していること
- ・ 要配慮者向けの常設の相談窓口を設置していること
- ・ 要配慮者の居住支援に係る意欲的な取り組みを行っていることと認められること

(3) 補助金の額

- ・ 居住支援法人につき単年度あたり1,000万円を限度に支援
- ・ 活動内容に応じて補助上限額を設定

| 活動内容 | 補助上限額 |
|-----------|---|
| ①入居相談 | 不動産店への同行又はコーディネート等 300万円 |
| ②居住支援サービス | 対面等による定期的な見守り及び家賃滞納時等における生活相談等 500万円 |
| | 家賃債務保証を併せて行う場合※ (住宅確保要配慮者を対象に自ら提供) +100万円 |
| | サブリースを併せて行う場合※ (入居対象者を住宅確保要配慮者に限定して実施) +100万円 |

※対面等による定期的な見守り及び家賃滞納時等における生活相談等に加えて家賃債務保証又はサブリースを行う場合、居住支援サービスの補助上限額がそれぞれ100万円加算されます。